

令和 8 年度鶴田町生活排水処理実施計画

1 目的

本計画は、生活排水処理基本計画に基づき、水の適正利用及び公共用水域の悪化防止に関する施設整備、普及及びし尿等の適正処理を図るため、令和 8 年度における生活排水の処理に関する計画を定めるものである。

2 計画区域

本計画の対象区域は鶴田町内全域とする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

4 処理主体

処理施設種類	対象排水	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	鶴田町
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	鶴田町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	汲み取りし尿・浄化槽汚泥	つがる西北五広域連合 ※西北五環境整備事務組合 より事務移譲（R 7 ～）

5 処理計画

（１）生活排水の処理計画

① 処理形態別内訳

		令和 8 年度計画
1. 計画区域内人口（町内全域）		1 1, 1 2 8 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	（１）コミュニティプラント	0 人
	（２）合併処理浄化槽	1, 7 5 4 人
	（３）公共下水道	4, 5 2 3 人
	（４）農業集落排水	3, 5 7 1 人
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	9 3 5 人
	4. 非水洗化人口（汲み取り）	3 4 5 人
5. 計画処理区域外		0 人

② 生活排水の計画処理率

区分	令和 8 年度計画
行政区域内人口	1 1, 1 2 8 人
計画処理区域内人口	1 1, 1 2 8 人
水洗化・生活雑排水処理人口	9, 8 4 8 人
生活排水処理率	8 8. 5 %

③ 生活排水の処理区域

施設名	計画処理区域
合併処理浄化槽	公共下水道認可区域及び農業集落排水事業整備区域を除く町全域
公共下水道処理場	鶴田処理区
農業集落排水処理場	菖蒲川・上三処理区 水元処理区 境・胡桃館処理区 梅沢処理区

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

① 収集運搬計画（町内全域）

業者名	取扱品目	収集運搬車両
鶴田衛生社	し尿及び浄化槽汚泥	バキューム車両 4 台

② 収集回数及び収集方法

区分	収集回数	収集方法
し尿	概ね月 1 回	戸別収集
浄化槽汚泥	年 1 回以上	戸別収集

③ 処理施設

施設名称	中央クリーンセンター
施設所管	西北五環境整備事務組合（現在は、つがる西北五広域連合）
所在地	青森県五所川原市大字高瀬字一本柳 1 番地
計画処理能力	1 6 2 k l / 日
処理方式	主処理：膜分離高不可脱窒素処理方式 高度処理：凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着 汚泥処理：脱水
敷地面積	2 8, 6 6 0. 5 m ²
建築面積	2, 0 4 8. 6 m ²
延床面積	4, 1 8 4. 3 4 m ²
施設整備	平成 2 3 年 1 2 月 2 5 日竣工